

## 様式第3号

障がい者支援施設等において製作された物品の買入等に係る随意契約の実施に伴う公表  
(契約の締結前)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約により契約を締結することとしたので、倉吉市財務規則(平成12年倉吉市規則第30号)第118条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年3月15日

### 1 契約を締結する前に公表する事項

#### (1) 契約の内容

ア 買入れようとする物品又は提供を受けようとする役務

倉吉春まつり公園詰所管理業務

イ アの規格及び数量

令和3年3月27日(土)、3月28日(日)、4月3日(土)及び4月4日(日)の午前9時～午後5時までの間に、打吹公園内の見回り、ごみ拾い、園内放送や拾得物の受取対応等を行うもの。

ウ 納入場所又は実施場所 打吹公園管理詰所及び打吹公園周辺

エ 納入時期又は履行期間 令和3年3月27日(土)、3月28日(日)、4月3日(土)及び4月4日(日)の4日間

オ その他 詳細は、別添仕様書のとおり

#### (2) 契約の相手方の決定方法

(3)の選定基準により一者を契約の相手方の候補者に選定し、その者を契約の相手方に決定する。ただし、その者が見積もった契約の金額その他の理由により、契約の相手方に決定しない場合がある。

#### (3) 契約の相手方の選定基準 次に掲げる事項に適合する者を候補者とする。

ア 選定の方法 倉吉市内に主たる事務所を置くシルバー人材センターを選定すること。

イ アの方法による理由 地方自治法施行令第167条の2第3号

#### (4) その他契約の締結に必要な事項

ア 契約の締結の時期(予定) 令和3年3月15日(月)

イ 問合わせ先(契約担当課等)

(ア) 部(事務局)課等 生活産業部商工観光課

(イ) 電話・ファクシミリ・メールアドレス等

電話 0858-22-8158

ファクシミリ 0858-22-8136

電子メールアドレス tourism@city.kurayoshi.lg.jp

### 2 契約を締結した後に公表する事項

(1) 契約の相手方 契約を締結した後に公表する。

(2) (1)の者を契約の相手方に決定した理由 同上

(3) その他契約の締結の状況 同上

# 令和3年倉吉春まつり公園詰所管理業務仕様書

## 1 業務期間及び時間

- (1) 業務期間 令和3年3月27日(土)、3月28日(日)、4月3日(土)、4月4日(日)
- (2) 業務時間 午前9時～午後5時

## 2 業務場所 打吹公園管理詰所、打吹公園周辺

## 3 業務人員 別紙のとおり

## 4 業務内容

- (1) 「打吹公園管理詰所職員見回り当番表」の当番になった方は、鍵(打吹公園管理詰所)を持って、打吹公園管理詰所へ出勤してください。なお、鍵は業務期間前に商工観光課から渡します。
- (2) 「打吹公園管理詰所」の看板を外に出してください。
- (3) 交代で園内を巡回し、次のことに注意して対応してください。
  - ①ごみが落ちている場合もしくは散乱している場合は、速やかにごみを拾ってください。特に、遊具周辺はたくさんの子どもが遊んでいますので、危険がないか確認してください。
  - ②公園内でのたき火は禁止です。たき火を発見したら公園管理人へ報告してください。
  - ③ケンカ等があった場合、次のとおり対応してください。  
倉吉市役所第2庁舎宿直室に連絡し、商工観光課新井主事又は鳥飼課長補佐へその旨を伝えるよう依頼してください。
- (4) 迷子、呼出依頼があった時は、園内放送で「打吹公園アナウンス・マニュアル」にもとづいた案内をしてください。
- (5) 落とし物は、拾得物届出書に必要事項を拾得者本人に直接記入してもらってください。  
全ての落とし物については、公園管理詰所での受付処理後、当日午後5時までに隣接している公園管理事務所の管理人へ拾得物届出書とともに引き渡してください。
- (6) 「打吹公園管理詰所」の看板を詰所の中にしまってください。
- (7) 記録等、日誌を記入してください。
- (8) 詰所の消灯をし、戸締まりをして帰ってください。
- (9) 時々トイレを確認し、トイレットペーパーが不足している場合は交換し、追加したペーパーの数を記録してください。
- (10) 管理詰所は終日禁煙です。
- (11) その他わからない事がある場合は、公園管理人と相談してください。